

平成31年度

総合評価実施方針について

平成31年4月

国土交通省 関東地方整備局

港湾空港部

平成31年4月1日以降に公告する工事より適用するものです。

◆本運用方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。

◆本方針の内容は予告なく変更する場合がありますので、ご承知おき願います。

変更項目（平成31年4月1日以降に公告する工事から適用）

1. 競争参加要件に関する項目

1-1. 電子入札システム申請時における申請手続きの簡素化

2. 総合評価の取組に関する項目

2-1. 港湾工事における作業船保有状況の評価の拡大

1-1 電子入札システム申請時における申請手続きの簡素化

- 電子入札システム申請時において、**工事实績等の申請書類の様式に記載している「コリンズ番号」を確認することにより、証明資料となる特記仕様書等の提出書類の削減を図り、申請手続きの簡素化に繋げる。**

従来

- I. 競争参加資格確認申請書
- II. 同種の工事の施工実績
＜証明資料: 20枚程度/社＞
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 建設工事共同企業体協定書
- III. 主任(監理)技術者等の資格・工事経験
＜証明資料: 20枚程度/者＞
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- III. 技術指導者の資格・工事経験
＜証明資料: 20枚程度/者＞
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- IV. 技術提案
- V. 工事に使用する作業船の申請
 - 国際大気汚染防止原動機証書
 - 海上保険証券
 - 共同保有契約書

H 31d～

- I. 競争参加資格確認申請書
- II. 同種の工事の施工実績
＜証明資料: **不要**＞
 - ~~○コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面~~ **不要**
 - ~~○請負工事成績評定通知書~~ **不要**
 - ~~○建設工事共同企業体協定書~~ **不要**
- III. 主任(監理)技術者等の資格・工事経験
＜証明資料: **2枚程度/者**＞
 - ~~○コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面~~ **不要**
 - ~~○請負工事成績評定通知書~~ **不要**
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- III. 技術指導者の資格・工事経験
＜証明資料: **2枚程度/者**＞
 - ~~○コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面~~ **不要**
 - ~~○請負工事成績評定通知書~~ **不要**
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- IV. 技術提案
- V. 工事に使用する作業船の申請
 - 国際大気汚染防止原動機証書
 - 海上保険証券
 - 共同保有契約書

※主任(監理)技術者、技術指導者の工事経験において地方整備局(港湾空港関係)以外、他省庁、公団等、地方公共団体等の実績における当該工事種別(土木一式工事)の工事成績を実績として申請する場合は工事成績評定通知書等の添付が必要です。

2-1 港湾工事における作業船保有状況の評価の拡大

■目的

港湾工事において、作業船は必要不可欠であるが、作業船の保有は企業努力で確保されているところである。一方、作業船の隻数は、年々、減少しているところであり、港湾工事の品質確保のために、これまで作業船の保有形態及び環境性能に対して評価を行ってきたが、**新たに新造に対して評価を行う。**

■実施概要

作業船を使用する工事を対象に、**平成22年7月以降※に「新造」し、環境性能を満たした作業船を総合評価にて評価**する。
なお、保有形態及び環境性能については、従前どおり、総合評価で評価する。

※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部改正（平成22年7月施行）

■総合評価における加点

・『保有形態』の評価は、企業の保有持ち分比率に2.0点を乗じた点数を加点する。

⇒証明資料:「登記簿」、「社会保険証券」、「共同保有契約書」等

・『環境性能』の評価は、**作業船を所有するとともに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物排出量に係る放出基準」を満足しているものを対象とし、作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」及び「中古船の買収」のみに関わる企業の出資比率に1.0点を乗じた点数を加点する。なお、加点期間は、原動機製造後(新品取替)15年、中古船については建造後15年を標準とする。**

⇒証明資料:「登記簿」、「社会保険証券」、「国際大気汚染防止原動機証書」、「売買契約書」等

・『新造』の評価は、**平成22年7月以降に自ら「新造」し、かつ作業船の財産を所有するとともに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物排出量に係る放出基準」を満足するものを対象とし、新造のみに関わる企業の出資比率に2.0点を乗じた点数を加点する。なお、加点期間は、新造後15年を標準とする。**

⇒証明資料:「登記簿」、「社会保険証券」、「国際大気汚染防止原動機証書」、「売買契約書」等

【現状】

項目	配点		満点
	保有形態	環境性能	
自社保有	2	2	4
共有	2	2	4



【変更】

項目	配点			最大
	保有形態	新造	環境性能	
自社保有	2	2	1	4
共有	2	2	1	4

※「企業の能力等」「技術者の能力等」「地域貢献度・精通度等」の合計が40点の場合

※『環境性能』と『新造』の重複した評価はしない